

現場説明書

1. 業務委託名 令和7年度下水道管路特別重点調査業務委託（その3）
2. 委託対象地域 岡山市東区光津地内ほか
3. 履行期限 令和8年3月31日まで
※ スパン毎の緊急度の判定については、令和7年12月26日まで
※ 国土交通省への報告調書については、令和8年1月30日まで
4. 本業務は令和7年3月18日に国土交通省からの事務連絡があった下水道管路の全国特別重点調査（優先箇所以外）を行うことを目的とする。業務にあたっては、事務連絡で提示されている判定基準や評価基準のほか、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書、関係法令等に準拠して適正に履行すること。
5. 本業務は主任技術者及び照査技術者を配置させるものとし、以下のいずれかの資格を保有した技術者を選任すること。なお各技術者は兼ねることが出来ない。
 - 技術士 総合技術監理部門 上下水道 下水道
 - 技術士 上下水道部門 下水道

6. 計画・準備

- (1) 業務計画書には調査方法や業務実施体制、工程表を記載し、監督員と協議すること。なお調査方法等は以下を想定しているが、詳細については、調査実施計画作成後、監督員と協議のうえ、決定する。

管渠種別	調査方法	時間帯
雨水	潜行目視	昼間
汚水	潜行目視	夜間

- (2) 調査実施計画立案に先立ち、現地踏査を行い、対象人孔の有無や道路交通状況を把握し、交通誘導員の配置を検討する。
また必要に応じて各幹線管渠の代表人孔箇所で、管渠内の流量確認を目視により行い、調査時間帯についても検討を行うこと。
- (3) 管渠調査を行うに当たり、関係ポンプ場での流量調整が必要となるため、調査工程や

送水停止手順書等の協議資料を作成のうえ、下水道施設管理課及びポンプ運転管理業者との協議を行う。

また必要に応じて、汚水及び合流の終末処理場である児島湖流域下水道浄化センターとの協議も行うこと。

関係機関協議のほか、道路規制に伴う道路使用や道路占用、国道への一時使用などの各種許可申請書の作成及び申請も行うこと。

7. 現地調査

- (1) 人孔及び管渠内に作業員が入渠する場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を現場に常駐させ、その指導監督の下で作業を行うこと。
- (2) 流量調整を実施したが、残留水や自然流化などが多く、管路内の水位が高い又は管渠清掃が必要等、調査が困難な場合は監督員と協議を行うこと。
- (3) 調査により、大量の土砂堆積や浸入水が確認された場合は、速やかに監督員へ報告を行うこと。

8. 調書作成

- (1) 管渠、人孔、人孔蓋の点検結果調書様式は、岡山市が指示する様式にて作成すること。
なお評価を行う管本数（スパン割）については監督員より指示を行う。
- (2) 調査により緊急度Ⅰ又はⅡと判定された場合は、本市が別途実施する路面下空洞調査を収集整理のうえ、国への報告様式を作成すること。
なおシールド管の場合は、剛結されている区間（特殊人孔～特殊人孔）を1スパンとして取り扱い、国への報告様式を作成すること。
- (3) 本業務の結果を整理のうえ、緊急度・健全度の判定結果や評価を行うスパン割などについて、照査技術者による照査を行い、報告書を作成する。
- (4) 3カ年以内の既往資料を収集整理し、主任技術者又は照査技術者が、緊急度・健全度の判定結果等について再チェックを行う。

9. 成果品については、製本1部、デジタルデータ2部を提出すること。

10. 当初設計と現場条件に差異がある場合は、監督員と協議のうえ変更対象とする。

1 1. その他

1) 交通管理工について

- ・交通誘導員については下記のとおり計上している。

交通誘導員 B (昼間) 6 6 人

交通誘導員 B (夜間) 1 5 人

2) 安全費について

- ・安全費については下記のとおり計上している。

監視人 (昼間) 2 6 人

監視人 (夜間) 8 人

3) 変更後業務委託料の算出について

変更後業務委託料

$$= (\text{変更設計金額 (税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料 (税込)}}{\text{当初設計金額 (税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。